



# 鳥取県公報

平成 26 年 11 月 25 日(火)  
号外第 108 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 監査公告	監査結果の公表 (4) .....	2
--------	-------------------	---

## 監 査 委 員 公 告

### 鳥取県監査委員公告第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定に基づき、平成25年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を別冊のとおり公表する。

平成26年11月25日

鳥取県監査委員	岡	本	康	宏
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	湯	口	夏	史
鳥取県監査委員	浜	田	妙	子
鳥取県監査委員	安	田	優	子

平成26年11月25日  
鳥取県公報号外第108号別冊

平成25年度決算に係る  
定期監査結果報告書

平成26年11月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 9 2 号

平成26年11月25日

鳥 取 県 議 会 議 長	野 田 修 様
鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治 様
鳥 取 県 教 育 委 員 会 委 員 長	中 島 諒 人 様
鳥 取 県 公 安 委 員 会 委 員 長	松 本 典 子 様
鳥 取 県 人 事 委 員 会 委 員 長	曾 我 紀 厚 様
鳥 取 県 労 働 委 員 会 会 長	太 田 正 志 様

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏

鳥取県監査委員 伊 木 隆 司

鳥取県監査委員 湯 口 夏 史

鳥取県監査委員 浜 田 妙 子

鳥取県監査委員 安 田 優 子

### 定 期 監 査 結 果 報 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成25年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

# 目 次

<b>第 1 監査結果報告</b> .....	1
<b>1 監査の概要</b> .....	1
(1) 監査の対象及び着眼点.....	1
(2) 監査の実施方法.....	1
(3) 監査対象機関の数.....	1
(4) 監査実施期間.....	2
(5) 監査の執行者.....	2
<b>2 監査結果</b> .....	2
(1) 概要.....	2
(2) 実施機関別の状況.....	4
ア 未来づくり推進局.....	4
イ 危機管理局.....	4
ウ 総務部.....	5
エ 地域振興部.....	6
オ 文化観光局.....	6
カ 福祉保健部.....	7
キ 生活環境部.....	8
ク 商工労働部.....	9
ケ 農林水産部.....	10
コ 県土整備部.....	11
サ 総合事務所.....	12
シ 会計管理者.....	13
ス 企業局.....	14
セ 病院局.....	15
ソ 教育委員会.....	15
タ 警察本部.....	17
チ 委員会等.....	18
ツ 県議会事務局.....	18

<b>第2</b>	<b>監査意見</b> .....	19
<b>1</b>	<b>地域振興部</b>	
	男女共同参画センターの啓発事業について（男女共同参画推進課）.....	19
<b>2</b>	<b>文化観光局</b>	
	アーティストリゾート推進事業について(文化政策課).....	19
<b>3</b>	<b>福祉保健部</b>	
	(1) 生活困窮者自立支援事業について(福祉保健課).....	20
	(2) 児童相談所の業務体制等について(青少年・家庭課).....	20
<b>4</b>	<b>文化観光局、商工労働部及び県土整備部</b>	
	鳥取港の利活用促進について	
	(観光政策課、経済産業総室及び空港港湾課).....	21
<b>5</b>	<b>教育委員会</b>	
	(1) 教職員の多忙感解消について	
	(教育総務課、小中学校課、高等学校課及び特別支援教育課).....	22
	(2) 鳥取養護学校の施設狭隘化解消について(特別支援教育課).....	22
<b>6</b>	<b>会計管理者</b>	
	物品管理に係る適正な事務取扱について(庶務集中局).....	23
<b>第3</b>	<b>定期監査の重点事項の調査結果</b>	
	○ 高額物品等の管理及び使用状況等について.....	24
<b>(参 考 1)</b>	平成25年度決算に係る定期監査の処置の概要.....	30
<b>(参 考 2)</b>	監査処置基準等について.....	31

## 第1 監査結果報告

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

#### (2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

##### ア 実地監査

監査対象機関に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

##### イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

#### (3) 監査対象機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監 査 を 実 施 した機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	138	138	125	13
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	52	52	28	24
警 察 本 部	10	10	3	7
委 員 会 等	3	3	2	1
県 議 会 事 務 局	1	1	1	0
	(208)	(208)	(161)	(47)
合 計	210	210	165	45

注1 機関数は、総合事務所の各局、農林総合研究所企画総務課及び各試験場をそれぞれ1機関としている。

2 合計欄の( )は前年度の数である。

#### (4) 監査実施期間

平成26年3月3日から9月10日まで

#### (5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	岡本	康宏
同	伊木	隆司
同	湯口	夏史
同	浜田	妙子
同	安田	優子

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員浜田妙子及び安田優子は、県議会事務局について監査を行っていない。

## 2 監査結果

### (1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を**指摘事項**とし、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求めた。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施機関別の状況に記載している。

#### 監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。） に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの



また、次に掲げる不適正の度合いが比較的軽易なものを**注意事項**として、該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起した。

ア 予算事務

支出年度の誤り、支出財源の誤り

イ 収入事務

調定科目の誤り、調定金額の誤り、調定の遅延、多額の未収金その他の収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

支出科目の誤り、補助金交付額の誤り、契約伺への債務負担行為の議決書等の写しの未添付その他の支出事務手続の不適正

エ 契約事務

契約締結事務手続の遅延、契約書に定める書類の未受理、検査員の任命伺の未作成その他の契約事務手続の不適正

オ 補助金等事務

交付申請書の受理の遅延、実績報告書の受理の遅延、額の確定の遅延その他の補助金等に係る事務手続の不適正

カ 工事の執行事務

工事の履行の遅延、不備な書類の受理その他の工事の執行に係る事務手続の不適正

キ 財産管理事務

物品出納簿と現物との照合の未実施、タクシーチケット利用承認（報告）簿の確認の不備その他の財産管理事務手続の不適正

ク その他の事務

出納員等管理データベースの未登録

## (2) 実施機関別の状況

### ア 未来づくり推進局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企画課	平成26年9月9日	実地監査
広報課	平成26年8月19日	〃
県民課	平成26年9月2日	〃
鳥取力創造課	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

### イ 危機管理局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
危機管理政策課	平成26年9月9日	実地監査
危機対策・情報課	平成26年8月6日	〃
原子力安全対策課	〃	〃
消防防災課	〃	〃
消防防災航空センター	平成26年7月14日	書面監査
消防学校	平成26年5月19日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### [指摘事項]

- 可搬型モニタリングポストに係る物品購入代金について、支払の遅延により遅延利息を支出していた。(原子力安全対策課)

## ウ 総務部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
総務課	平成26年9月10日	実地監査
財政課	平成26年8月28日	〃
政策法務課	平成26年7月17日	書面監査
税務課	平成26年8月19日	実地監査
営繕課	平成26年8月20日	〃
行政監察・法人指導課	〃	〃
工事検査課	〃	〃
東京本部	平成26年4月15日	〃
関西本部	〃	〃
名古屋代表部	平成26年4月16日	〃
人事企画課	平成26年9月2日	〃
業務効率推進課	平成26年8月28日	〃
財源確保推進課	〃	〃
職員人材開発センター	平成26年7月15日	〃
福利厚生課	平成26年9月2日	〃
人権・同和対策課	平成26年8月6日	〃
公文書館	平成26年7月17日	書面監査
東部県税事務所	〃	〃
中部県税事務所	〃	〃
西部県税事務所	平成26年4月23日	実地監査

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 「砂っぶ スナップ鳥取ー汐留、緑と砂のロマンー」運営業務に係る委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。(東京本部)

## エ 地域振興部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
地域振興課	平成26年9月10日	実地監査
とっとり暮らし支援課	平成26年8月20日	〃
交通政策課	平成26年8月27日	〃
教育・学術振興課	〃	〃
統計課	平成26年8月7日	〃
男女共同参画推進課	平成26年8月20日	〃
情報政策課	平成26年8月7日	〃
東部振興課	平成26年8月6日	〃
男女共同参画センター	平成26年5月27日	〃

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 山陰海岸ジオライナーPR業務（上半期）委託契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。（交通政策課）

## オ 文化観光局

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
文化政策課	平成26年9月9日	実地監査
交流推進課	平成26年8月27日	〃
観光政策課	平成26年8月20日	〃
国際観光推進課	〃	〃
まんが王国官房	〃	〃

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## カ 福祉保健部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
福祉保健課	平成26年9月9日	実地監査
障がい福祉課	平成26年8月28日	〃
長寿社会課	平成26年9月2日	〃
全国障がい者芸術・文化祭課	〃	〃
子育て応援課	平成26年8月28日	〃
青少年・家庭課	平成26年9月1日	〃
子ども発達支援課	平成26年8月28日	〃
健康政策課	平成26年8月20日	〃
医療政策課	平成26年9月1日	〃
医療指導課	〃	〃
東部福祉保健事務所	平成26年7月23日	〃
保育専門学院	平成26年5月28日	〃
福祉相談センター	平成26年5月14日	〃
倉吉児童相談所	平成26年5月28日	〃
米子児童相談所	平成26年5月19日	〃
喜多原学園	平成26年4月22日	〃
皆成学園	平成26年5月27日	〃
総合療育センター	平成26年4月23日	〃
鳥取療育園	平成26年8月18日	書面監査
中部療育園	平成26年5月27日	実地監査
精神保健福祉センター	平成26年5月15日	〃
鳥取看護専門学校	平成26年8月21日	書面監査
倉吉総合看護専門学校	平成26年5月28日	実地監査

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。（福祉保健課、子育て応援課）

- 行政財産使用料（土地及び建物）について、調定が遅延していた。（長寿社会課）
- 鳥取県地域医療再生基金事業補助金（救急医療設備整備事業）について、実績報告書の受理が遅延していた。（医療政策課）
- 鳥取県地域医療再生基金事業補助金（病院内保育所施設運営事業）外1件について、交付申請書の提出期限の通知が遅延し交付申請書の受理が遅延していた。（医療政策課）
- 雑入（看護職員等修学資金貸付金返還金及び理学療法士等修学資金貸付金返還金）について、依然として多額の未収金があった。（医療政策課）
- とっとり支え愛活動支援補助金について、交付決定が遅延していた。（東部福祉保健事務所）
- 児童福祉費負担金について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。（福祉相談センター、倉吉児童相談所、米子児童相談所）

## キ 生活環境部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
環 境 立 県 推 進 課	平成26年9月9日	実 地 監 査
水 ・ 大 気 環 境 課	平成26年8月28日	〃
衛 生 環 境 研 究 所	平成26年6月5日	〃
循 環 型 社 会 推 進 課	平成26年8月27日	〃
緑 豊 かな 自 然 課	平成26年9月1日	〃
砂 丘 事 務 所	平成26年7月15日	〃
くらしの安心推進課	平成26年8月19日	〃
消費生活センター	平成26年8月5日	書 面 監 査
景観まちづくり課	平成26年8月29日	実 地 監 査
住 宅 政 策 課	〃	〃
東部生活環境事務所	〃	〃

食肉衛生検査所	平成26年7月22日	書面監査
---------	------------	------

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 特殊空調設備保全業務委託契約について、業務完了前に業務完了通知書を受領し、契約額全額を支出していた。(衛生環境研究所)
- 雑入(県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金)について、依然として多額の未収金があった。(住宅政策課)
- 県営住宅末恒第一団地53-13棟エレベータ保守点検業務委託契約について、債務負担行為設定年度経過後に複数年契約を締結していた。(東部生活環境事務所)
- 物品出納簿と現物が照合しなかった物品(所在不明の物品)について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。(東部生活環境事務所)

ク 商工労働部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
商工政策課	平成26年9月9日	実地監査
立地戦略課	平成26年9月2日	〃
経済産業総室	平成26年8月28日	〃
雇用人材総室	平成26年8月29日	〃
市場開拓課	平成26年8月19日	〃
食のみやこ推進課	〃	〃
産業人材育成センター倉吉校	平成26年6月5日	〃
産業人材育成センター米子校	平成26年4月23日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- ふるさと産業支援事業（新商品開発・販路開拓）補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。（市場開拓課）

ケ 農林水産部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
農政課	平成26年9月10日	実地監査
農業大学校	平成26年6月6日	〃
経営支援課	平成26年8月7日	〃
生産振興課	〃	〃
畜産課	平成26年9月2日	〃
農地・水保全課	〃	〃
全国植樹祭課	平成26年3月3日	〃
農林総合研究所		
企画総務課	平成26年8月21日	書面監査
農業試験場・病害虫防除所	平成26年5月8日	実地監査
園芸試験場	平成26年6月5日	〃
畜産試験場	平成26年8月21日	書面監査
中小家畜試験場	平成26年4月22日	実地監査
林業試験場	平成26年5月8日	〃
林政企画課	平成26年8月29日	〃
県産材・林産振興課	平成26年8月19日	〃
森林づくり推進課	平成26年8月29日	〃
水産課・とっとり賀露かっこ館	平成26年9月1日	〃
東部農林事務所	平成26年7月24日	〃
東部農林事務所八頭事務所	平成26年5月14日	〃
鳥獣対策センター	〃	〃
鳥取家畜保健衛生所	平成26年8月18日	書面監査
倉吉家畜保健衛生所	平成26年6月5日	実地監査



西部家畜保健衛生所	平成26年4月22日	実地監査
境港水産事務所	平成26年4月23日	〃
水産試験場	平成26年8月18日	書面監査
栽培漁業センター	平成26年4月22日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続きを行っていなかった。（農業大学校）
- 間伐材搬出等事業費補助金について、誤った支出先に支出しているものがあつた。（東部農林事務所八頭事務所）

コ 県土整備部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県土総務課	平成26年9月9日	実地監査
技術企画課	平成26年9月1日	〃
道路企画課	〃	〃
道路建設課	〃	〃
河川課	平成26年8月7日	〃
治山砂防課	〃	〃
空港港湾課	〃	〃
鳥取県土整備事務所	平成26年7月24日	〃
八頭県土整備事務所	平成26年5月14日	〃
鳥取空港管理事務所	〃	〃
鳥取港湾事務所	平成26年7月23日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。（県土総務課、技術企画課、空港港湾課、鳥取県土整備事務所、鳥取港湾事務所）
  
- 雑入(河川法第67条による原因者負担金)について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の未収金があった。（河川課）
  
- 小型船舶係留施設(ボートパーク)について、使用させているにもかかわらず、許可申請書の受理が遅延しているものがあった。（鳥取港湾事務所）

サ 総合事務所

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
中部総合事務所		
地域振興局	平成26年7月15日	実地監査
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	〃	〃
農林局	平成26年7月16日	〃
県土整備局	〃	〃
西部総合事務所		
地域振興局	平成26年7月23日	実地監査
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	〃	〃
農林局	平成26年7月24日	〃
米子県土整備局	〃	〃
西部総合事務所日野振興センター		
日野振興局	平成26年5月20日	実地監査
日野県土整備局	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 母子・寡婦福祉資金貸付金について、依然として多額の未収金があった。(中部総合事務所福祉保健局)
- 雑入(保護費返還金徴収金)について、依然として多額の未収金があった。(中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局)
- 家屋貸付料等について、依然として多額の未収金があった。(中部総合事務所生活環境局、西部総合事務所生活環境局)
- 就農応援交付金について、交付申請に係る通知を行っておらず、交付申請書の受理が遅延していた。(中部総合事務所農林局)
- 国営大山山麓土地改良事業に係る農地費負担金について、依然として多額の未収金があった。(西部総合事務所農林局)
- 国営大山山麓土地改良事業に係る農地費負担金の延滞金について、依然として多額の未収金があった。(西部総合事務所農林局)

シ 会計管理者

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
会計局	平成26年9月1日	実地監査
庶務集中局	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 物品出納簿と現物が照合しなかった物品（所在不明の物品）について、その後相当の期間を経たにもかかわらず物品亡失の手続を行っていなかった。（庶務集中局）

ス 企業局

（ア） 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
企 業 局	平成26年7月8日 及び同月9日	実地監査
東 部 事 務 所	平成26年7月9日	〃
西 部 事 務 所	平成26年7月8日	〃

（イ） 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取地区工業用水道の設置に伴う千代川流域の漁業の被害補償金外4件について、債務負担行為を設定すべきところを設定していなかった。（企業局）
- 企業局財務会計システム構築及び賃貸借並びに保守委託契約について、予定価格を決定していなかった。（企業局）
- 源泉徴収金額等に係る預かり金について、経緯等が不明なまま保管しているものがあった。（企業局）
- 公用車の損傷事故について、知事への報告が遅延していた。（企業局東部事務所）

## セ 病院局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
病院局	平成26年7月9日	実地監査
中央病院	〃	〃
厚生病院	平成26年7月8日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

### 〔指摘事項〕

- 電子カルテシंकクライアントシステム保守管理業務委託契約について、債務負担行為を設定していたにもかかわらず、5年間の契約とすべきところを分割して単年度契約と4年間の契約を締結していた。(中央病院)
- 人工呼吸器に係る物品修繕契約外1件について、契約締結の事務手続が遅延し、事実と異なる契約期間の契約を締結していた。(厚生病院)

## ソ 教育委員会

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
教育総務課	平成26年9月10日	実地監査
教育環境課	平成26年8月6日	〃
小中学校課	平成26年8月19日	〃
特別支援教育課	平成26年8月7日	〃
いじめ・不登校総合対策センター	平成26年6月6日	〃
教育センター	平成26年8月28日	書面監査
高等学校課	平成26年8月19日	実地監査
家庭・地域教育課	〃	〃
図書館	平成26年6月6日	〃
人権教育課	平成26年8月6日	〃

文 化 財 課	平成26年 8 月 6 日	実 地 監 査
博 物 館	平成26年 7 月 15 日	〃
スポーツ健康教育課	平成26年 8 月 29 日	〃
東 部 教 育 局	平成26年 7 月 1 日	書 面 監 査
中 部 教 育 局	平成26年 7 月 2 日	〃
西 部 教 育 局	平成26年 4 月 23 日	実 地 監 査
船上山少年自然の家	平成26年 7 月 10 日	書 面 監 査
大 山 青 年 の 家	平成26年 5 月 19 日	実 地 監 査
埋蔵文化財センター	平成26年 5 月 8 日	〃
むきばんだ史跡公園	平成26年 4 月 22 日	〃
鳥取東高等学校	平成26年 5 月 8 日	〃
鳥取西高等学校	平成26年 5 月 15 日	〃
鳥取商業高等学校	平成26年 8 月 22 日	書 面 監 査
鳥取工業高等学校	平成26年 8 月 28 日	〃
鳥取湖陵高等学校	平成26年 5 月 15 日	実 地 監 査
鳥取緑風高等学校	平成26年 7 月 1 日	書 面 監 査
青谷高等学校	平成26年 5 月 15 日	実 地 監 査
岩美高等学校	平成26年 5 月 14 日	〃
八頭高等学校	平成26年 7 月 29 日	書 面 監 査
智頭農林高等学校	平成26年 7 月 18 日	〃
倉吉東高等学校	平成26年 7 月 17 日	〃
倉吉西高等学校	平成26年 5 月 28 日	実 地 監 査
倉吉農業高等学校	平成26年 8 月 28 日	書 面 監 査
倉吉総合産業高等学校	平成26年 7 月 25 日	〃
鳥取中央育英高等学校	平成26年 4 月 22 日	実 地 監 査
米子東高等学校	平成26年 7 月 17 日	書 面 監 査
米子西高等学校	平成26年 4 月 23 日	実 地 監 査
米子高等学校	平成26年 8 月 22 日	書 面 監 査
米子南高等学校	平成26年 7 月 17 日	〃
米子工業高等学校	平成26年 4 月 23 日	実 地 監 査
米子白鳳高等学校	平成26年 7 月 2 日	書 面 監 査
境高等学校	平成26年 7 月 17 日	〃
境港総合技術高等学校	平成26年 8 月 1 日	〃
日野高等学校	平成26年 8 月 22 日	〃
鳥取盲学校	平成26年 5 月 15 日	実 地 監 査
鳥取聾学校	平成26年 8 月 22 日	書 面 監 査
鳥取養護学校	平成26年 5 月 15 日	実 地 監 査

白 兎 養 護 学 校	平成26年 7 月10日	書 面 監 査
倉 吉 養 護 学 校	平成26年 5 月27日	実 地 監 査
皆 生 養 護 学 校	平成26年 7 月17日	書 面 監 査
琴の浦高等特別支援学校	平成26年 7 月25日	〃
米 子 養 護 学 校	平成26年 8 月28日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 平成25年度全国・中国研究大会等開催費補助金について、交付決定が遅延していた。(特別支援教育課)
- 県立博物館消防設備点検委託契約について、債務負担行為設定年度経過後に複数年契約を締結していた。(博物館)
- 育英奨学資金貸付金について、依然として多額の未収金があった。(人権教育課)
- 雑入(入寮生電気代及び自動販売機電気代)について、調定金額に誤りがあった。(鳥取中央育英高等学校)
- 学校給食について、誤発注をしていた。(米子養護学校)

タ 警察本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
警 察 本 部	平成26年 9 月 9 日	実 地 監 査
鳥 取 警 察 署	平成26年 7 月29日	書 面 監 査
郡 家 警 察 署	平成26年 7 月25日	〃
智 頭 警 察 署	平成26年 7 月22日	〃
浜 村 警 察 署	平成26年 5 月15日	実 地 監 査
倉 吉 警 察 署	平成26年 7 月22日	書 面 監 査

八 橋 警 察 署	平成26年 7 月 22 日	書 面 監 査
米 子 警 察 署	平成26年 4 月 23 日	実 地 監 査
境 港 警 察 署	平成26年 7 月 25 日	書 面 監 査
黒 坂 警 察 署	平成26年 7 月 22 日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

**チ 委員会等**

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
監 査 委 員 事 務 局	平成26年 8 月 29 日	実 地 監 査
人 事 委 員 会 事 務 局	平成26年 7 月 22 日	書 面 監 査
労 働 委 員 会 事 務 局	平成26年 8 月 29 日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

**ツ 県議会事務局**

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県 議 会 事 務 局	平成26年 9 月 2 日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。



## 第2 監査意見

### 1 地域振興部

#### 男女共同参画センターの啓発事業について（男女共同参画推進課）

男女共同参画センターでは、男女共同参画への理解を広げるため、「共同参画時代の自分磨きセミナー」を実施しているが、参加者は決して多くないのが現状である。

男女共同参画社会を実現するためには広く県民の理解を得ることが重要であり、そのためにセミナーのような啓発の機会を設けることは続けていくべきと思われるが、実施されたセミナーの多くで生活に身近なテーマを取り上げていながら参加者が少ないことについては、テーマとターゲット層の設定、それに応じた手法や開催時期、会場の設定などのほか、広報の仕方など、工夫すべき課題があると思われる。

については、男女共同参画センターにおいて実施する啓発事業について、男女共同参画への理解を幅広く県民に浸透させるため、県民の関心やニーズなどを基に効果的な実施方法等を検討されたい。

### 2 文化観光局

#### アーティストリゾート推進事業について（文化政策課）

本県の文化芸術のレベルアップや地域の魅力向上を図るため、国内外の芸術家を県内の文化芸術団体やNPO法人が受け入れ、協働して作品制作を行うこと等を通じて、アーティストが活動しやすい環境（アーティストリゾート）づくりを推進するため各種の事業を行っている。

その中での先進的取組への支援として、文化庁の「H25・劇場・音楽堂等活性化事業」に認定されるなど全国的にも評価の高い「鹿野・鳥の劇場」が「劇団付き劇場」として、地域の活性化の拠点として定着するよう県として支援を行っているところである。

こうした高い評価を得ている「鳥の劇場」の県内での上演については、より多くの県民に鑑賞されることが望ましいと思うが、現状では、開催期間が限定され、開催場所もその活動拠点である鳥取市鹿野町内に限られるなど、県民の鑑賞機会も限定的になっている。

については、広く県民に高いレベルの文化芸術活動に触れてもらうため、「鳥の劇場」の県内での上演回数や開催時期を見直し、拠点以外での活動支援を行うなど、県民の鑑賞機会を増やすための方策を検討されたい。

### 3 福祉保健部

#### (1) 生活困窮者自立支援事業について(福祉保健課)

生活困窮者自立支援法（平成27年度施行）により生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、福祉事務所設置自治体（県・市町村）を事業主体として、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うこと等を目的とする事業（生活困窮者自立支援事業）が平成27年度からスタートする。

これに先立ち、平成25年11月から、県において法施行までに本事業のノウハウを蓄積し、事業の仕組みを検証をするための国のモデル事業を、市町村での事業参加の意向がなかったことから、県社会福祉協議会に委託し、必要な人員を確保し相談支援業務などを実施している。

平成27年度の本格実施に向けては、医療、介護、就労支援等が絡む複雑な事案対応なども含め、現在実施されているモデル事業で得られたノウハウなどを、本事業の実施主体となる市町村が活用できる仕組みが必要である。

**については、県はモデル事業の検証を行うとともに、生活困窮者自立支援事業が市町村において円滑に行えるような仕組みを早急に構築されたい。**

#### (2) 児童相談所の業務体制等について(青少年・家庭課)

児童相談は、近年、複雑多様化してきており、なかでも児童に重大な影響を及ぼす虐待に関する事例が増加してきている。

児童福祉法では、児童相談の第一義的な窓口は市町村となっているが、実態としては、住民が直接、児童相談所へ相談されるケースが多い。本県では市町村ごとに要保護児童対策地域協議会を設け、市町村、県、医療機関、学校、警察等が連携を取っており、その機能強化のためには市町村が大きな役割を果たすが、研修や情報共有などにより更なる充実を図っていく必要がある。

一方、児童相談所においては、緊急通告などへの24時間対応に加え、保護者の同意が得られない児童措置費負担金の未収金などへの徴収対応など、時間外勤務も含め職員への負担もかなり生じているように見受けられた。

こうした状況を踏まえ、平成25年度に中央児童相談所、平成26年度には中央児童相談所と米子児童相談所で職員の増員が行われ、職員の負担はある程度軽減されているが、依然として、中央児童相談所において、1か月の一人

当たり時間外勤務時間数が平均約37時間と多い状況となっている。

については、県は、市町村に対し、児童相談所の相談対応の現状についての一層の理解と児童相談体制の強化を働きかけるとともに、児童相談所の体制の充実についても引き続き努められたい。

#### 4 文化観光局、商工労働部及び県土整備部

##### 鳥取港の利活用促進について（観光政策課、経済産業総室及び空港港湾課）

鳥取港では、現在行われている防波堤等の施設整備が平成27年度で完了し、懸案であった静穏度の確保にも一応の目処は立つこととなる。

鳥取港の利用の実態を見ると、貨物取扱量は、内貿は比較的順調に伸びているが、外貿は低調であり、また、県内一の規模を有する鳥取港ボートパークの利用状況は、旧ボートパーク（賀露ボートパーク）は利用率が90%を上回っているものの、新ボートパーク（千代ボートパーク）は50%程度となっている。

一方、周辺環境は、近年、鳥取自動車道の開通、マリニピア賀露の整備など、物流・観光面において好条件が整いつつあり、また、9月には山陰海岸ジオパークが世界ジオパークに再認定されたところであり、鳥取～隠岐ジオパーククルーズ船などのレジャー面の活用も行われ、地域活性化に資する資源としての鳥取港のポテンシャルは高まっている。

現在、官民連携した鳥取港振興会（事務局 県空港港湾課内）においてポートセールスやクルーズ船誘致の活動が行われ、一定の効果は現れてきているものと考えられるが、利活用推進に当たっては、港湾部局以外の視点も取り入れ、より幅広くに総合的な観点でハード・ソフト両面の連携した取組が必要なものと考えられる。

については、県東部の産業・観光の基盤としての鳥取港の更なる利活用促進を図るため、これまでの取組と課題の点検・検証を行うとともに、関係機関と連携を更に密にし、港湾機能の整備も含め、物流・観光・レジャーなど総合的な視点で利活用促進策を検討されたい。

## 5 教育委員会

### (1) 教職員の多忙感解消について

#### (教育総務課、小中学校課、高等学校課及び特別支援教育課)

県教育委員会においては、平成24年度に県議会決算審査特別委員会から教職員の多忙解消の具体策の検討について文書指摘を受け、平成25年度に「教職員いきいき！プロジェクトチーム」を設置し、現場の教職員や市町村教育委員会とともに、教職員の多忙感解消に取り組んでいる。

このプロジェクトチームにおいて、多忙感を解消するための調査や検討が行われているが、多忙感を生み出す様々な原因の分析整理は必ずしも明確になされておらず、取組の成果も具体的に現れて来ているようには見受けられなかった。

また、県教育委員会では、学校教育に関する様々な事業や調査を企画し、学校現場において展開・実施されているところであるが、これらについても、現場教職員の多忙感を解消する観点での工夫改善は必要と考える。

については、教職員の多忙感解消の取組については、県教育委員会事務局内の現場教育の経験者の知見も活用し、教員が児童生徒に向き合う時間の確保に向けた環境整備の具体的な方策に取り組まれない。

また、県教育委員会事務局においては、学校現場のための事業・調査の実施に当たっては、現場教職員の負担感解消の観点で業務を点検されたい。

### (2) 鳥取養護学校の施設狭隘化解消について(特別支援教育課)

鳥取養護学校は、昭和50年4月に中央病院に隣接する形で校舎を竣工し開校した。当初は、病弱教育のみで肢体不自由教育は行っていなかったため車椅子を利用する児童生徒は少なかったが、肢体不自由教育も併せて行うこととなった平成15年度以降、車椅子を利用する児童生徒が大きく増加している。

一方、校舎は昭和56年3月の増築後の規模のまま現在に至っており、増加する児童生徒に対応するために、特別教室を普通教室に転換する等のやりくりをしながら、ようやく教室を確保している状況となっている。また、近年では、車椅子や移動訓練用器具を置くスペースが不足し、本来、車椅子等を置くスペースではない廊下にやむをえず十数台の車椅子等を置くという状態が恒常化し、廊下の狭隘化を招き、円滑な移動の支障となっている。

当校では、今後も車椅子を利用する児童生徒は増加傾向と見込まれる中、

本来の機能を十分に発揮して教育の充実を図る上で、施設狭隘化の解消が求められているところである。

については、隣接している中央病院において平成30年度の建替えに向けた準備が進められていることも踏まえ、当校の施設狭隘化の解消についても検討されたい。

## 6 会計管理者

### 物品管理に係る適正な事務取扱について(庶務集中局)

定期監査において特に物品の管理状況等について確認したところ、毎年度1回以上行うこととされている物品と物品出納簿との照合の際、現物の確認ができなかったものについて速やかな調査やその調査に基づく亡失の判断を行っておらず、複数年放置していた機関が相当数(14機関)あった。また、物品照合結果(物品の有無)についての情報が、所属内で共有されていない状況も見受けられた。

物品事務取扱規則では、物品保管主任に照合実施を義務付けており、現物確認できず亡失と判断したものについては物品亡失の報告手続を行うこととしているが、継続して探しているものについては亡失の判断時期に関する定めがないため、亡失の判断をしていなかった機関(庶務集中局)も存在していた。

物品照合の際に現物確認ができなければ、規則に定めがなくとも速やかに調査を行い物品亡失の判断を行うことは、県民の財産である物品の適正管理の観点から取扱者の意識として自ずと求められている。

については、物品事務を総括する庶務集中局をはじめとして各部局において、県民の財産である物品の適正管理についての認識を新たにしていきたい。

### 第3 定期監査重点事項の調査結果

高額物品等の管理及び使用状況等について

#### 1 監査の確認項目

- (1) 適正な管理が行われているか
- (2) 目的のために有効に活用されているか

#### 2 監査対象及び方法

- (1) 対象物品等
  - ア 物品（車輛を除く。）のうち、取得価格又は評価額が500万円以上のもの（73機関、812点）
  - イ 工作物のうち、特定の用途に使用する目的で設置等されたもので取得価格又は評価額が500万円以上のもの（10機関、10点）
- (2) 調査の方法
  - ア 所属機関において、物品、工作物それぞれ5点を限度として、書面、聞取り及び実地確認等により管理及び使用状況の調査を行った。（6点以上対象物品等がある場合は、金額や分類等を勘案して、それぞれ5点程度を抽出。）
  - イ 指定管理者等へ貸付けを行っている物品については、貸付先への関係人調査を実施した。

#### 3 監査結果及び意見

対象の物品及び工作物（以下「物品」という。）について調査した結果、使用不能及び年間使用日数が0日の物品の合計数が63点で、調査実施物品数の25%（4分の1）を占めており、管理及び有効活用について不十分な状況が見受けられた。

- |                           |                 |
|---------------------------|-----------------|
| (A) 調査実施物品数               | 248点            |
| (B) 使用できない物品数             | 31点(調査実施物品の12%) |
| (C) 使用可能物品のうち年間使用日数が0日のもの | 32点(調査実施物品の13%) |
| (D) Cのうち過去3年間使用がないもの      | 25点(調査実施物品の10%) |

※A、C及びDには新型インフルエンザ対応等緊急時使用物品5点を含む。

<各機関別の調査結果概要>

(調査実施期間:平成26.2.12～平成26.8.20)

	区 分	調査実施 機関数	調査実施 物品数:A	使用できない 物品数:B	使用可能物品のうち 年間使用日数0日の 物品数:C	
					過去3年間 不使用物品 数:D	
知 事 部 局	危機管理局	4	11	1	1	1
	総務部	1	1	0	0	0
	地域振興部	1	3	0	0	0
	文化観光局	1	14	0	4	3
	福祉保健部	4	7	0	1	1
	生活環境部	5	23	0	5	3
	商工労働部	3	8	5	0	0
	農林水産部	14	48	9	7	6
	県土整備部	7	21	0	2	1
	総合事務所	4	7	0	3	3
	会計管理者	1	2	0	0	0
	病院局	2	17	0	0	0
	教育委員会	23	77	16	9	7
警察本部	3	7	0	0	0	
県議会事務局	1	2	0	0	0	
計	74	248	31	32	25	
調査実施物品数に 占める割合 (%)				12	13	10
〔貸付物品数:計の内数〕			〔48〕	〔2〕	〔5〕	〔3〕

注1)年間使用日数0日の物品数(C)及び過去3年間不使用物品数(D)には緊急時使用物品5点を含む

2)年間使用日数0日の物品数欄は平成25年度中(監査実施日まで)の使用日数

過去3年間不使用物品数欄は平成23～25年度の不使用物品数

3)未来づくり推進局(知事部局)、企業局及び委員会等は調査対象物品なし

(1) 使用できない物品の処分の検討を行っていないもの

【監査結果】

調査を行った物品には、故障して修理ができず使用できないものや、規格の旧式化等により実質的に使用できない物品について、処分の検討をしないまま保管しているものがあつた。

	管理・使用の状況	機 関	物 品	取得 年度	取得価格 (千円)
①	故障して修理ができず使用できない	消防学校	冷暖房装置 (太陽熱利用空調システム)	S57	53,155
		生産振興課	ハイビジョンビデオプロジェクター	H10	52,500
			ハイビジョンソフト (貸付物品)	H11	25,483
			[使用施設] ・とっとり花回廊		

		農業試験場	産業用無人ヘリコプター	H 7	7,143
		園芸試験場	人工気象室	S58	8,750
		畜産試験場	カーブスキャンニングスコープ（肉質診断用）、	S63	7,800
			超音波診断装置	H 9	5,565
		家庭・地域教育課	ハイビジョン機器（外ソフト3件）	H 3	50,058
			アナライザー（アンケート等回答・集計用）	S54	5,167
		鳥取工業高等学校	データ通信実習装置	H 9	14,542
②	規格の旧式化等により実質的に使用できない	経済産業総室	eラーニングソフト	H15	5,250
		産業人材育成センター 倉吉校	エンジンニアリングワークステーション（言語学	H 4	8,961
			習用）・（データ解析用）	H 4	6,386
		産業人材育成センター 米子校	パーソナルコンピュータ（実習用）	H 9	6,700
		水産試験場	人工衛星画像解析装置	S63	5,980
		教育センター	教育情報通信ネットワークシステム	H12	102,900
			教育用ソフトウェアライブラリシステム	H 8	40,178
		鳥取工業高等学校	ロボット制御実習装置	H 9	18,532
		鳥取湖陵高等学校	通信制御実習装置	H 7	9,167
		青谷高等学校	語学演習機(LL教室)	H 7	11,125
		八頭高等学校	語学演習機(LL教室)	H12	10,500
		米子西高等学校	語学演習機(LL教室)	S61	7,950
		境港総合技術高等学校	音響実習装置	H 5	10,200
インバータ実習装置	H 7		11,100		

### 【監査意見】

故障等により使用できないものの中には大型の物品もあり、処分に相当の費用を要すると思われるものもあるが、これらを処分せず放置することは、安全面の管理や施設スペースの有効利用に支障を招き、また、管理意識の低下につながるおそれもある。

については、使用できない物品は速やかに売却や棄却等の処分方針を決定し、その実施に必要な費用は予算化するなど、適切に処分の手続を行われたい。



(2) 使用可能な物品のうち全く使用していないもの又は極めて利用率が低いもの

【監査結果】

使用可能であるが使用していないもの等として、以下のような状況があった。

	管理・使用の状況	機 関	物 品	取得 年度	取得価格 (千円)		
①	ほとんど利用がない又は極めて利用率が低い	文化政策課	同時通訳機器一式(貸付物品) [使用施設] ・倉吉未来中心(2台) ・米子コンベンションセンター(2台) ・県民文化会館(1台)	H12 H 9 H 5	30,259 35,667 ※		
		境港水産事務所	魚体選別機(2台)	H23	183,219		
		②	業務廃止や代替機器の取得などにより使用見込みが全くない	東部生活環境事務所	生化学自動分析装置 (健康診断血液検査用)	H 7	7,889
		西部総合事務所福祉保健局	生化学自動分析装置 (健康診断血液検査用)	H10	9,765		
		倉吉家畜保健衛生所	分離用超高速遠心機 (ウイルス検査用)	H 3	7,173		
		教育センター	AV設備一式(衛星通信用)	H10	7,339		
③	学科改編、取得目的の研究終了等事情変更により使用しておらず、今後の使用見込みや管理方針も明確でない	食肉衛生検査所	高速液体クロマトグラフ (動物用医薬品残留試験用)	H 6	6,489		
		園芸試験場	蛋白質一次構造解析装置 (遺伝子組み換え実験用)	H 6	17,201		
		中小家畜試験場	原子吸光光度計(飼料等分析用) マイクロマンキュビュレーターシステム	H10 H 9	6,541 8,673		
		林業試験場	ガスクロマトグラフ、 画像解析装置	H10 H 7	6,300 11,288		
		鳥取県土整備事務所	小型回収船(ヒシ等水草回収用)	H14	26,997		
		鳥取湖陵高等学校	圃場監視システム	H13	10,972		
		倉吉農業高等学校	電子顕微鏡 ガスクロマトグラフ質量分析装置 反応装置(化学反応実験用)	H 7 H 9 H 8	12,300 14,721 9,064		
		境港総合技術高等学校	CNC円筒研削盤	H 9	13,335		

(注) ①欄の同時通訳機器一式には、同時通訳機器に付随する500万円未満の物品を含む。※印は施設として整備しており、単体の取得価格は確認できないため記載していない。

ア 文化施設等の同時通訳機器

県民文化会館に1台、倉吉未来中心及び米子コンベンションセンターに2台ずつ整備した同時通訳機器の利用状況は、米子コンベンションセンターの国際会議室に設置した1台は年に2回程度、その他は、開館以降2回しか利用がないものがあるなど、利用がほとんどない。

イ 境港水産事務所の魚体選別機

年間利用数量が当初の利用計画に対し3%に留まる。

ウ 業務廃止等

東部生活環境事務所や倉吉家畜保健衛生所の検査機器などは、それぞれ業務廃止や代替機器の取得などにより使用しなくなったが、今後の使用の見込みがないにもかかわらず長期間保管していた。

エ 事情変更等

倉吉農業高等学校の授業用機器や園芸試験場の試験機器などは、それぞれ学科改編や研究終了などで使用しなくなったが、今後の使用見込みや管理方針が明確でないまま保管していた。

**【監査意見】**

ほとんど利用がない、又は極めて利用率が低い同時通訳機器及び魚体選別機については、取得時の使用計画等の検討が十分ではなかったと考えられる。

また、業務の廃止や代替機器の取得により、今後使用する可能性がないにもかかわらず保管換えや処分等を行っていない状況は、適切ではない。

このほか、学校の学科改編や研究終了等により具体的な使用の見込みがなくなり、その後放置したままになっているものについては、事情が変更になった時点で、今後の活用や管理方針を検討すべきであったと考える。

については、物品の取得に当たっては、必要性和同時に取得後の利用動向を十分踏まえた検討を行われたい。

また、業務廃止等の事情変更により使用の見込みがなくなった場合は、他用途への活用や処分などの処理方針を速やかに決定するなど適切な対応を行われたい。

### (3) 貸付物品が貸付契約に基づき適切に管理されていないもの

#### 【監査結果】

貸付物品では、物品の状況を把握しておらず、使用できない物品や既に処分済みで現物が存在しない物品について、貸付契約を締結していたものがあった。

また、物品を貸し付けているものの、貸付契約に登載されていないものがあった。

	管理・使用の状況	県の機関	貸付団体 (使用施設)	物 品	取得 年度	取得価格 (千円)
①	不適切な貸付契約が行われている	生産振興課	(一財)鳥取県観光事業団 (とっとり花回廊)	ハイビジョンビデオプロジェクター	H10	52,500
				ハイビジョンソフト	H11	25,483
		スポーツ健康教育課	(公財)鳥取県体育協会 (米子産業体育館)	バスケットボール台	—	処分済のため不明
	現物が存在しない物品の貸付け	文化政策課	(公財)鳥取県文化振興財団 (県民文化会館)	舞台装置制御盤・操作盤	H21	11,613
②	貸付契約に登載されていない	緑豊かな自然課	(一財)鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体 (東郷湖羽合臨海公園)	スケートボードセクション	H25	15,750

#### 【監査意見】

貸付物品の状況把握が十分でなく、契約に基づく物品の管理が適切でない要因としては、貸し付けていることで県の財産としての管理意識が希薄になっていると思われる。

については、貸付物品について定期的に状況把握を行うとともに、貸付契約と実態との整合性の確認を徹底されたい。

(参考 1)

### 平成25年度決算に係る定期監査の処置の概要

#### 1 処置の件数

(単位：件)

区 分	指 摘	注 意	計
本 庁	24 (20機関)	315 (84機関)	339 (84機関)
地方機関等	23 (19機関)	211 (58機関)	234 (60機関)
計	47 (39機関)	526 (142機関)	573 (144機関)

(参考)

24年度決算	54 (35機関)	474 (131機関)	528 (133機関)
23年度決算	36 (28機関)	421 (120機関)	457 (126機関)
22年度決算	15 (14機関)	543 (141機関)	558 (142機関)

(注) 合計欄の( )の機関数は指摘又は注意に該当する実機関数であり、重複分を除いているため、合計機関数とはなっていない。

#### 2 処置の事項別内訳

##### (1) 指 摘

区 分	件 数	主 な 内 容
予算事務	4	複数年契約について債務負担行為設定の未実施
収入事務	16	多額の未収金、調定金額の誤り
支出事務	3	遅延利息の支払い、支出先の誤り
契約事務	5	契約締結事務手続の遅延、予定価格の未決定
補助金等事務	6	交付決定手続の遅延、実績報告書の受理の遅延
工事の執行事務	0	—
財産管理事務	12	物品出納簿と現物との未照合
その他の事務	1	預り金の払戻しの未実施
合 計	47	

##### (2) 注 意

区 分	件 数	主 な 内 容
予算事務	2	支出年度の誤り、支出財源の誤り
収入事務	91	調定科目の誤り、調定金額の誤り、調定の遅延
支出事務	20	支出科目の誤り、補助金交付額の誤り
契約事務	188	契約締結事務手続の遅延、契約書に定める書類の未受理
補助金等事務	57	交付申請書の受理の遅延、実績報告書の受理の遅延
工事の執行事務	6	工事の履行の遅延、不備な書類の受理
財産管理事務	161	物品出納簿と現物との照合の未実施、タクシーチケット利用承認(報告)簿の確認の不備
その他の事務	1	出納員等管理データベースの未登録
合 計	526	

(参考 2)

## 監査処置基準等について

### 1 鳥取県監査基準（抜粋）

別表第4（第10条関係）

#### 監 査 処 置 基 準

処置区分	処 置 の 事 案	処 置 の 内 容
指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に違反したものの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考 上記の処置区分による処置が適当でないとき認められるときは、その他の処置をすることができる。

### 2 監査処置基準の運用指針（抜粋）

(H24. 2. 1定め)

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
1 予 算	○予算執行の不適正	○債務負担行為又は予算流用が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○予算配当（令達）がないまま又は配当（令達）を超えて執行しているもの ・重大なもの又は著しいもの
2 収 入	○調定の不適正	○調定漏れ又は調定金額の誤っているもの ・合計額5万円以上 ○調定の遅延しているもの ・合計額50万円以上で3か月以上 ・合計額100万円以上で6か月以上
	○未収金の整理の不 適正	○未収金に対する措置が適正を欠くもの ・未収金額が100万円以上のもの ただし、収納に対し改善の努力が認められ、かつ、過年度未収金額、新規発生未収金額がともに減少している場合は、「注意」とする。
	○その他	○その他収入事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
3 支 出	○支出負担行為の不 適正	○支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○支出命令の不 適正	○支払いの遅延（延滞金等を伴うもの）しているもの ・重大なもの又は著しいもの
4 契 約	○その他	○その他契約事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの （契約書等に規定された完了報告書等の受理については6か月以上の遅延）
5 補助金等	○補助金等の交付事務 の不 適正	○交付申請（変更を含む。）が遅延しているもの ・交付要綱・通知等で提出期限があるもの （6か月以上の遅延） ○実績報告書が提出されていないもの若しくは遅延しているもの又は内容が不適当なもの ・重大なもの又は著しいもの （遅延については、6か月以上のもの）
	○その他	○その他補助金事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
6 工事の執行	○工事の変更契約の不 適正	○工事の変更（これに関連する契約変更を含む。）が適正に行われていないもの又は不十分なもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他工事の執行に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
7 財 産	○県有財産及び物品の 取得又は処分の不適 正	○取得又は処分の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
	○県有財産及び物品の 管理の不適正	○管理が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○管理の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
	○その他	○その他財産事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
8 その他	○その他	○1から7の区分の各項目に該当しない適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

注1 前年度の処置の区分、前年度の処置に対する改善状況等を考慮し、上記基準と異なることもある。

2 上記基準に該当する場合であっても、次に該当する場合には原則として処置しない。

(1) 部局長協議

会計規則・要綱・通知等に問題があるため、部局長協議を行って改善を求めることが適当であるもの。

(2) 行政監査対応

当該年度に実施する行政監査のテーマに合致するものであり、行政監査の結果として改善を求めることが適当であるもの。